

日本農林規格の見直しについて

「有機飼料」

有機飼料の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 23 年 10 月 11 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条の規定及び「JAS 規格の制定・見直しの基準」（平成 21 年 8 月農林物資規格調査会決定）に基づき、有機飼料の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1607 号）について、特色規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

有機飼料の日本農林規格について、原材料として貝殻を使用可能とする等の改正を行う。

有機飼料について

1 規格の位置付け

有機飼料は、原材料である有機農産物、有機加工食品、有機畜産物の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として生産すること等を規定しており、生産方法に明確な特色があると認められることから、「特色規格」として位置付けられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

有機飼料の認定生産行程管理者数 : 64

有機飼料の認定外国生産行程管理者数 : 29

注：認定（外国）生産行程管理者数は、平成23年5月末現在において報告があったものについて平成23年3月31日分まで集計した数

有機飼料格付数量

（単位：トン）

区 分	平成20年度		平成21年度	
	国内で格付	外国で格付	国内で格付	外国で格付
牧草	0	1,158	0	623
稲わら	0	0	0	0
その他粗飼料	52	0	85	0
トウモロコシ	0	0	0	0
ダイズ	19	0	7	72
その他穀類	0	0	0	0
ヌカ類	0	832	0	3,308
油かす	40	0	405	0
その他濃厚飼料	321	198	296	4,549
計	792	2,188	794	8,552

注：外国で格付された有機飼料には、外国で消費されたもの、日本以外に輸出されたものも含まれる。

他法令等での引用：なし

3 将来の見通し

国内の格付数量は横ばい傾向であるが、外国の格付数量は大幅に増加しており、今後も同様な傾向が続くと考えられる。

4 国際的な規格の動向

国際的な規格として、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」（1999年制定）がある。

コーデックス食品表示部会において、使用可能資材としてスピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅等を追加する案が検討されている。

有機飼料の日本農林規格の改正概要

1 定義の改正

- サイレージの定義に、包装して乳酸発酵させて調製する飼料を追加する。
(第3条 定義：改正部分抜粋)

用語	改正案	現 行
	基 準	基 準
サイレージ	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、又は包装し、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。

2 生産の方法についての基準の改正

- 有機飼料の原材料として貝殻を使用可能とする。
(第4条 有機飼料の生産の方法についての基準：改正部分抜粋)

事項	改正案	現 行
	基 準	基 準
原材料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1～7 （略）	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品（ただし、乳製品以外の畜産物を含むものを除く。以下同じ。） (3) 有機乳 (4) 有機飼料 2 有機飼料用農産物（飲食料品に供されない農産物であつて、その有機飼料を製造し、又は加工する者により有機農産物の日

	本農林規格第4条の基準（ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前に3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあってはその最初の収穫前に2年以上」と読み替えるものとする。）に従い生産された農産物をいう。） 3 1及び2以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) 乳以外の畜産物 (2) 原材料として使用した有機農産物、有機乳、有機飼料及び有機飼料用農産物と同一の種類の農畜産物 (3) 放射線照射が行われたもの (4) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 4 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 5 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（(2)に掲げるものに限る。）、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 6 食塩 7 水 8 石灰石、貝化石、<u>貝殻</u>、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土（以下「石灰石等」という。）並びに化学的処理を行っていない石灰石等に由来するものであって、炭酸カルシウム、炭酸マ
8 石灰石、貝化石、 <u>貝殻</u> 、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土（以下「石灰石等」という。）並びに化学的処理を行っていない石灰石等に由来するものであって、炭酸カルシウム、炭酸マ	8 石灰石、貝化石、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土（以下「石灰石等」という。）並びに化学的処理を行っていない石灰石等に由来するものであって、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウ

グネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びけい酸のうち化学的に合成された物質が添加されていないもの 9 (略)	ム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びけい酸のうち化学的に合成された物質が添加されていないもの 9 飼料添加物（抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合には、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限り、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。
---	---

3 有機飼料の表示の基準の改正

- ・ 転換期間中の表示は、シールでの対応がしやすいように、名称表示に近接した場所に記載することとする。

(第5条 有機飼料の表示の基準：改正部分抜粋)

改 正 案	現 行
第5条 (略) 2 前項の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、<u>名称の表示されている箇所</u>に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。	第5条 有機飼料の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。 (1) 「有機飼料」又は「オーガニック飼料」 (2) 「有機飼料〇〇」又は「〇〇（有機飼料）」 (3) 「オーガニック飼料〇〇」又は「〇〇（オーガニック飼料）」 (注) 「〇〇」には、当該飼料の一般的な名称を記載すること。 2 前項の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、<u>前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に</u>「転換期間中」と記載すること。

4 資材の追加及び削除

- ・ 使用可能な薬剤について、追加及び削除を行う。
(別表2 薬剤：改正部分抜粋)

改 正 案		現 行	
薬 剤	基 準	薬 剤	基 準
[削る。]	[削る。]	<u>植物油及び動物油</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>ゼ ラ チ ン</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>カ ゼ イ ン</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>こうじかび菌由来の発酵産物</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>シイタケ菌糸体抽出物</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>クロレラ抽出物</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>キ チ ン</u>	<u>天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>ミ ツ ロ ウ</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>珪酸塩鉍物</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>ベントナイト</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
<u>ケイ酸ナトリウム</u>	(略)	<u>珪酸ナトリウム</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
ホ ウ 酸	<u>容器に入れて使用する場合に</u>	ホ ウ 酸	<u>捕虫器に使用する場合に限</u>

	<u>限ること。また、農産物に対して病虫害を防除する目的で使用する場合を除く。</u>		ること。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に <u>限ること。また、農産物に対して病虫害を防除する目的で使用する場合を除く。</u>	フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に <u>限り、農産物に対して病虫害を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
[削る。]	[削る。]	<u>食用に用いられる植物の抽出物</u>	<u>化学定処理を行っていない天然物質に由来するものであって、農産物に対して病虫害を防除する目的で使</u> <u>用しない場合に限ること。</u>
<u>カプサイシ</u> <u>ン</u>	<u>忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病虫害を防除する目的で使用する場合を除く。</u>	[新設]	[新設]

有機飼料の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０７号）一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																								
有機飼料の日本農林規格 （目的） 第１条 （略） （有機飼料の生産の原則） 第２条 （略） （定義） 第３条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。 <table> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> <tr> <td>有 機 飼 料</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>組換えＤＮＡ技術</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>飼 料 添 加 物</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>サ イ レ ー ジ</td><td>牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、又は包装し、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。</td></tr> <tr> <td>転換期間中有機農産物</td><td>有機農産物の日本農林規格第４条の表ほ場の項基準の欄２に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。</td></tr> </table> （生産の方法についての基準）	用 語	定 義	有 機 飼 料	（略）	組換えＤＮＡ技術	（略）	飼 料 添 加 物	（略）	サ イ レ ー ジ	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、又は包装し、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。	転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第４条の表ほ場の項基準の欄２に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。	有機飼料の日本農林規格 （目的） 第１条 この規格は、有機飼料の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機飼料の生産の原則） 第２条 有機飼料は、原材料である、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第３条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第３条に規定する有機加工食品（以下「有機加工食品」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第３条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。 （定義） 第３条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。 <table> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> <tr> <td>有 機 飼 料</td><td>次条の基準に従い生産された飼料であって、原材料（次条原材料の項基準の欄６から９までに掲げるものを除く。）の重量に占める当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び同欄２に掲げるものを除く。）、乳（有機乳（有機畜産物のうち乳をいう。以下同じ。）を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が５％以下であるものをいう。</td></tr> <tr> <td>組換えＤＮＡ技術</td><td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡ分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。</td></tr> <tr> <td>飼 料 添 加 物</td><td>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第２条第３項に規定する飼料添加物をいう。</td></tr> <tr> <td>サ イ レ ー ジ</td><td>牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。</td></tr> <tr> <td>転換期間中有機農産物</td><td>有機農産物の日本農林規格第４条の表ほ場又は採取場の項基準の欄１の(2)に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。</td></tr> </table> （生産の方法についての基準）	用 語	定 義	有 機 飼 料	次条の基準に従い生産された飼料であって、原材料（次条原材料の項基準の欄６から９までに掲げるものを除く。）の重量に占める当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び同欄２に掲げるものを除く。）、乳（有機乳（有機畜産物のうち乳をいう。以下同じ。）を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が５％以下であるものをいう。	組換えＤＮＡ技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡ分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。	飼 料 添 加 物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第２条第３項に規定する飼料添加物をいう。	サ イ レ ー ジ	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。	転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第４条の表ほ場又は採取場の項基準の欄１の(2)に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。
用 語	定 義																								
有 機 飼 料	（略）																								
組換えＤＮＡ技術	（略）																								
飼 料 添 加 物	（略）																								
サ イ レ ー ジ	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、又は包装し、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。																								
転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第４条の表ほ場の項基準の欄２に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。																								
用 語	定 義																								
有 機 飼 料	次条の基準に従い生産された飼料であって、原材料（次条原材料の項基準の欄６から９までに掲げるものを除く。）の重量に占める当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び同欄２に掲げるものを除く。）、乳（有機乳（有機畜産物のうち乳をいう。以下同じ。）を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が５％以下であるものをいう。																								
組換えＤＮＡ技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡ分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。																								
飼 料 添 加 物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第２条第３項に規定する飼料添加物をいう。																								
サ イ レ ー ジ	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。																								
転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第４条の表ほ場又は採取場の項基準の欄１の(2)に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。																								

第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原 材 料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1～7 (略)
	8 石灰石、貝化石、 <u>貝殻</u> 、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土（以下「石灰石等」という。）並びに化学的処理を行っていない石灰石等に由来するものであって、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びけい酸のうち化学的に合成された物質が添加されていないもの

第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原 材 料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品（ただし、乳製品以外の畜産物を含むものを除く。以下同じ。） (3) 有機乳 (4) 有機飼料 2 有機飼料用農産物（飲食料品に供されない農産物であつて、その有機飼料を製造し、又は加工する者により有機農産物の日本農林規格第4条の基準（ただし、多年生の牧草を生産する場合にあつては、有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前に3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあつてはその最初の収穫前に2年以上」と読み替えるものとする。）に従い生産された農産物をいう。） 3 1及び2以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) 乳以外の畜産物 (2) 原材料として使用した有機農産物、有機乳、有機飼料及び有機飼料用農産物と同一の種類の農畜産物 (3) 放射線照射が行われたもの (4) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 4 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 5 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（(2)に掲げるものに限る。）、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 6 食塩 7 水 8 石灰石、貝化石、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土（以下「石灰石等」という。）並びに化学的処理を行っていない石灰石等に由来するものであって、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びけい酸のうち化学的に合成された物質が添加されていないもの

	9 (略)
原材料の使用割合	(略)
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 (略) 2 (略) 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表 2 の薬剤に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。 4 (略) 5 (略)

(有機飼料の表示の基準)
第 5 条 (略)

2 前項の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、名称の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。

別表 1 調製用等資材

	9 飼料添加物（抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合には、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限り、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。
原材料の使用割合	原材料（この表原材料の項基準の欄 6 から 9 までに掲げるものを除く。）の重量に占める同欄 3 から 5 までに掲げるものの重量の割合が 5 %以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、この表原材料の項基準の欄 9 の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。ただし、サイレージを生産する場合にあっては、別表 1 の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）に限り使用することができる。 2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品、有機乳及び有機飼料は、他の農畜産物又はその加工品が混入しないように管理を行うこと。 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表 2 の薬剤<u>（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）</u>に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。 4 放射線照射を行わないこと。 5 この表原材料の項及び原材料の使用割合の項の基準並びにこの項 1 から 4 までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された飼料が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機飼料の表示の基準)
第 5 条 有機飼料の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1) 「有機飼料」又は「オーガニック飼料」
 - (2) 「有機飼料〇〇」又は「〇〇（有機飼料）」
 - (3) 「オーガニック飼料〇〇」又は「〇〇（オーガニック飼料）」
- (注) 「〇〇」には、当該飼料の一般的な名称を記載すること。

2 前項の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

別表 1 [新設]

海塩、岩塩、酵母、酵素、ホエイ、砂糖製品、蜂蜜、乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌、プロピオン酸菌、天然の酸（乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌又はプロピオン酸菌から作られたものに限る。）

別表2 薬剤

薬 剤	基 準
除 虫 菊 抽 出 物	(略)
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
ケ イ ソ ウ 土	
[削る。]	[削る。]
ケイ酸ナトリウム	(略)
重 曹	
二 酸 化 炭 素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	(略)
エ タ ノ ー ル	(略)
ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合には限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フ ェ ロ モ ン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
[削る。]	[削る。]
カ プ サ イ シ ン	忌避剤として使用する場合には限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) (略)

海塩、岩塩、酵母、酵素、ホエイ、砂糖製品、はちみつ、乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌、プロピオン酸菌、天然の酸（乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌又はプロピオン酸菌から作られたものに限る。）

別表2 [新設]

薬 剤	基 準
除 虫 菊 抽 出 物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
植物油及び動物油	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼ ラ チ ン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カ ゼ イ ン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
こうじかび菌由来の発酵産物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シイタケ菌糸体抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
クロレラ抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
キ チ ン	天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ミ ツ ロ ウ	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
珪 酸 塩 鉍 物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケ イ ソ ウ 土	
ベントナイト	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
珪酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重 曹	
二 酸 化 炭 素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エ タ ノ ー ル	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホ ウ 酸	捕虫器に使用する場合には限ること。
フ ェ ロ モ ン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
食用に用いられる植物の抽出物	化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合に限ること。
[新設]	[新設]

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。